

川崎市余熱利用市民施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 6 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第 1 2 号

川崎市余熱利用市民施設条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市余熱利用市民施設条例施行規則（平成２年川崎市規則第３３号）の一部を次のように改正する。

附則に次の２項を加える。

（指定管理者の指定に係る手続の特例）

- 3 川崎市余熱利用市民施設条例の一部を改正する条例（令和７年川崎市条例第１０号。以下「改正条例」という。）附則第３項の指定に係る手続については、第２条から第４条までの規定は、適用しない。
- 4 第５条の規定は、改正条例附則第３項の指定をしたときについて準用する。この場合において、別記様式中「第５条」とあるのは、「附則第４項において準用する第５条」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。